

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第5号

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第19条第2項中「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。